

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月1日（平成27年（行個）諮問第83号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行個）答申第133号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成25年特定月頃、特定労働基準監督署に賃金未払いの件で申告した申告処理台帳一式。（事業場名：特定事業場）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月2日付け東労発総個開第26-547号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、特定事業場に対し未払い賃金の支払いを求めて裁判をした。平成27年3月に判決が出るが、判決内容によっては、どちらかが控訴をする可能性もある。そうなった場合、特定事業場と特定労基署のやり取りの記録は、判決を左右する重要な証拠となる。

黒塗りになっていることにより、正しい人間が不利益を被るのは極めて理不尽であり、直ちに真実が明らかにされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示理由について、法14条3号ロを加え、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

（2）理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

担当官が作成又は収集した文書（対象文書2の②）

対象文書2は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書2の②の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

（ア）申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（2頁ないし4頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接

した人物，当該事案に対する被申告事業場の見解，労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，これらの情報は，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに，対象文書1の①及び②は，これらの情報が開示されることとなれば，申告処理における調査の手法が明らかになり，労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難になるなど，検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから，これらの情報は，法14条5号及び7号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2の①には，当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており，当該情報が開示されることとなれば，事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，これらの記載は法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書2の①，③及び④には，労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば，必

要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さたに対象文書2の④には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 監督復命書（対象文書3）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが

妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

対象文書3の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号

イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書3の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「黒塗

りになっていることにより正しい人間が不利益を被るのは極めて理不尽であり、直ちに真実が明らかにされるべき」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち6頁及び7頁について

諮問庁としては、当該文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

6頁については法14条各号に規定する不開示情報はないため、全て開示とすることが妥当である。

7頁には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり特定事業場の取引関係や人材確保の面等において、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、特定事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

そのため、7頁の不開示部分については、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成27年5月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |

- | | |
|-------------------|--|
| ③ 同月 19 日 | 審議 |
| ④ 平成 28 年 9 月 8 日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年 10 月 18 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年 11 月 22 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成 25 年特定月頃、特定労働基準監督署に賃金未払いの件で申告した申告処理台帳一式。(事業場名：特定事業場)」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表 2 の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 5 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、3 号イ、5 号及び 7 号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、法 14 条 3 号ロの不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、下記の(1)及び(2)の文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 別表 1 に掲げる文書 2 の 6 頁及び 7 頁

6 頁の文書は、労働基準監督官が審査請求人との電話でのやり取りの内容を記録したメモ、7 頁の文書は、審査請求人からの申告を受け、労働基準監督官が、特定事業場の担当者と電話で当該申告内容について確認等した内容を記録したメモであると認められる。

当該文書に記録された情報は、その作成の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

そして、この場合において、諮問庁は、当該文書のうち 6 頁について

は、上記第3の2において、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとされた場合には、法14条各号の不開示情報には該当しないと説明している。また、当該文書のうち7頁については、上記第3の2において諮問庁は不開示情報に該当する旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対しその詳細を確認させたところ、7頁のうち5行目1文字目ないし12文字目、6行目1文字目、7行目1文字目、8行目1文字目ないし12文字目及び10行目ないし31行目については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとされた場合、法14条各号の不開示情報には該当しないとのことであった。

したがって、文書2の6頁並びに7頁の5行目1文字目ないし12文字目、6行目1文字目、7行目1文字目、8行目1文字目ないし12文字目及び10行目ないし31行目は開示すべきである。

(2) 別表1に掲げる文書2の8頁ないし10頁

当該文書は、事業場基本情報等であり、被申告事業場の事業内容の把握に資することを目的として、特定労働基準監督署が通常から保有している情報を資料として添付したものと認められる。

当該文書に記録された情報は、その作成又は取得の目的等を考慮しても、他の情報と照合することにより、申告人である審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 1頁の「完結区分」欄については、原処分で既に開示されている3頁の「処理経過」欄22行目及び23行目の記載から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「申告事項」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実

の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 4頁の「処理経過」欄9行目の27文字目ないし40文字目については、原処分で既に開示されている4頁の「処理経過」欄8行目21文字目ないし32文字目の内容と同様の内容であると認められる。このため、これを開示しても労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 4頁の「処理経過」欄9行目及び10行目のうち、上記イで開示すべきとする部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が認定した事実内容や処理方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 文書1の②の不開示部分には、労働基準監督官と被申告事業場との電話応対に関する記録や被申告事業場の見解等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

ア 5頁及び7頁（上記2（1）で開示すべきとする部分を除く。）の不開示部分には、労働基準監督官と被申告事業場とのやり取り及び労働基準監督官の指導に係る手法等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記（1）イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 12頁の24行目及び25行目には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認め

られない。したがって、当該部分は、上記（１）イと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ １３頁には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記（１）イと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条２号及び５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）別表２に掲げる文書３（監督復命書）の不開示部分について

ア 「監督種別」欄、「監督年月日」欄及び「署長判決」欄については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）イと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「参考事項・意見」欄３行目３４文字目ないし４行目１７文字目及び３４文字目ないし５行目１３文字目については、原処分で既に開示されている３頁の「処理経過」欄２２行目１９文字目ないし３７文字目及び４頁の「処理経過」欄８行目２１文字目ないし３２文字目の内容と同様の内容であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法１４条３号イ及びロ、５号並びに７号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「参考事項・意見」欄２行目１９文字目ないし５行目のうち、上記イで開示すべきとする部分を除く部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）イと同様の理由により、法１

4条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「面接者職氏名」欄には、面接者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報 該当性
文書 2 担当官が作成又は収集した文書（6頁及び7頁）	該当する
文書 2 担当官が作成又は収集した文書（8頁ないし10頁）	該当しない

別表 2

1 文書番号, 文書名及び頁			2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性 (法14条)	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし4	① 1頁の「完結区分」欄, 「申告事項」欄の不開示部分, 4頁の「処理経過」欄9行目及び10行目	5号及び7号イ	1頁の「完結区分」欄, 4頁9行目27文字目ないし40文字目
			② 2頁の「処理経過」欄13行目ないし19行目及び21行目ないし29行目並びに3頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目, 9行目, 10行目, 12行目, 13行目, 15行目, 25行目, 26行目及び29行目ないし32行目	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
2	担当官が作成又は収集した文書	5ないし10,	① 5頁	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし

		1 2 及び 1 3	② 6 頁ない し 1 0 頁	6 頁	保有個人 情報非該 当	全て
				7 頁	保有個人 情報非該 当 3 号イ及 び口, 5 号並びに 7 号イ	5 行目 1 文 字目ないし 1 2 文字 目, 6 行目 1 文字目, 7 行目 1 文 字目, 8 行 目 1 文字目 ないし 1 2 文字目及び 1 0 行目な いし 3 1 行 目
				8 頁ない し 1 0 頁	保有個人 情報非該 当	なし
		③ 1 2 頁の 2 4 行目及び 2 5 行目		5 号及び 7 号イ	なし	
		④ 1 3 頁		2 号, 5 号及び 7 号イ	なし	
		3	監督復命 書	1 1	① 1 1 頁の「監督種別」 欄, 「監督年月日」欄, 「署長判決」欄, 「参考事 項・意見」欄 2 行目 1 9 文字目ないし 5 行目	3 号イ及 び口, 5 号並びに 7 号イ
② 1 1 頁の「面接者職氏 名」欄	2 号				なし	
4	審査請求 人から提	1 4 ない	—	全面開示	—	

	出された資料	し2 1			
5	相談票	22 ない し2 4	—	全面開示	—

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし24枚目に1頁ないし24頁と付番したものを「頁」として記載している。